

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年9月30日

京都市人事委員会

委員長 彦惣 弘

京都市人事委員会規則第1号

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(管理職員等の範囲)

第2条 各組織に共通する管理職員等は、別表第1のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、各組織における個別の管理職員等は、別表第2のとおりとする。

第3条中「別表」を「別表第2」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、別表第1に掲げる管理職員等以外の管理職員等に変動がないことが明らかである場合は、この限りでない。

別表備考以外の部分を次のように改める。

組	織	職	又	は	職	員																																																	
本	庁	保健福祉局医務監	行	財	政	局総務部法制課法規係長	行	財	政	局総務部庁舎管理課の庁舎管理係長、警備長及び副警備長で課長補佐又は係長に相当する地位にあるもの	行	財	政	局人事部人事課の担当課長補佐、係長及び担当係長	行	財	政	局人事部給与課の担当課長補佐、係長及び担当係長	行	財	政	局人事部厚生課福利係長	行	財	政	局人材育成推進室安全衛生係長	行	財	政	局コンプライアンス推進室の服務監察係長及び業務監察係長	行	財	政	局財政部財政課の予算担当の係長	総	合	企	画	局市長公室の秘書担当の担当課長補佐、秘書係長及び秘書担当の担当係長	局	及	び	会	計	室の庶務担当の担当課長補佐、係長及び担当係長	局	及	び	会	計	室の人事担当の担当課長補佐、係長及び担当係長	行	財	政	局人事部の人事課及び給与課労政担当の職員

区 役 所	京都市職員給与条例別表第1の2医療職給料表の適用を受ける 副区長及び担当課長 庶務担当の係長
区 役 所 支 所	庶務担当の係長
中央卸売市場第一市場	庶務担当の係長
児 童 福 祉 セ ン タ ー	京都市職員給与条例別表第1の2医療職給料表の適用を受ける 所長, 課長及び担当課長
地域リハビリテーション 推進センター	所長
こころの健康増進センタ ー	所長
桃 陽 病 院	院長
市 会 事 務 局	庶務担当の係長 秘書担当の担当課長補佐及び担当係長
教 育 委 員 会 事 務 局	新工業高校開設準備室の室長及び副室長 統括首席人事主事 統括首席指導主事 首席人事主事 首席指導主事 首席社会教 育主事 人事主事 総務部総務課の人事給与担当の担当課長補 佐及び担当係長, 庶務係長, 総務人事係長並びに企画労務係長 総務部教職員人事課の人事給与担当の担当課長補佐, 係長及び担 当係長 総務部学校事務支援室の給与担当の担当課長補佐及び 担当係長並びに給与係長
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	庶務担当の係長
監 査 事 務 局	庶務担当の担当課長補佐及び担当係長
人 事 委 員 会 事 務 局	担当課長補佐 係長 担当係長
高 等 学 校	校長 副校長 教頭 事務長
中 学 校	校長 副校長 教頭
小 学 校	校長 副校長 教頭
幼 稚 園	園長 教頭
総 合 支 援 学 校	校長 副校長 教頭 事務長 副教頭
総 合 教 育 セ ン タ ー	指導室長 研究課長
教 育 相 談 総 合 セ ン タ ー	ふれあいの杜館長 首席指導主事

子育て支援総合センター こどもみらい館	館長
青少年科学センター	指導課長 首席指導主事
野外活動施設花背山の家	所長
野外教育センター奥志摩 みさきの家	所長

別表を別表第2とし、同表の前に次の1表を加える。

別表第1 (第2条関係)

組	織	職	員
各	組	織	共
通			
		京都市職員給与条例別表第1の1行政職給料表、別表第1の4看護職給料表、別表第1の5薬剤職獣医職給料表及び別表第1の6土木技術職建築技術職電気技術職機械技術職給料表の適用を受ける職員で、職務の級が6級以上のもの	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(人事委員会事務局)